

# 屋外広告物の設置

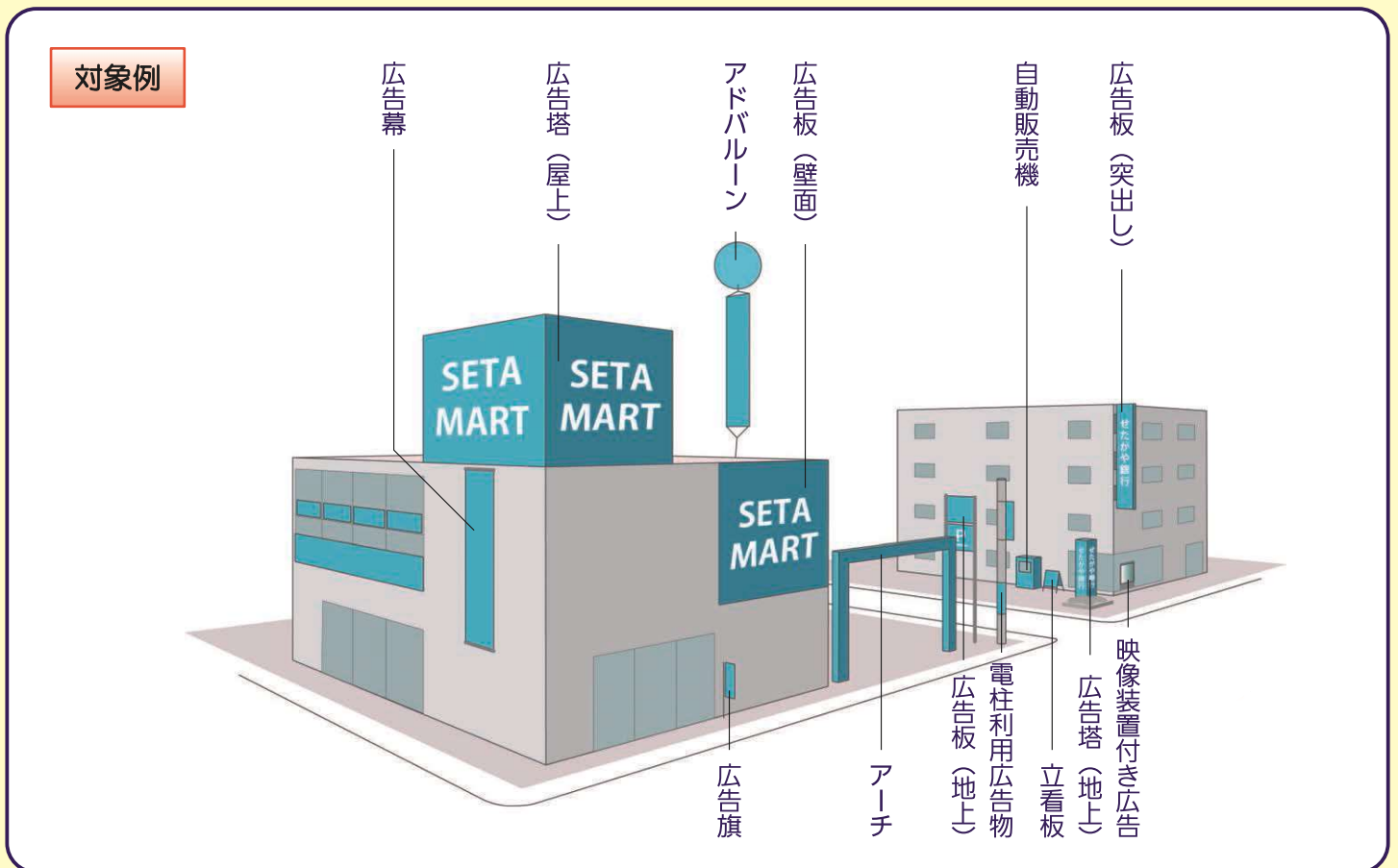
## 東京都屋外広告物条例

「屋外広告物」とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙やはり札、広告塔、広告板、建物や工作物等に掲出され、または表示されたものをいいます。商業広告だけでなく、文字、絵、商標、マークなども該当します。

○屋外に自家用広告物(\*1)を設置する場合、表示面積の合計が許可区域(\*2)は10㎡、禁止区域(\*3)は5㎡を超えると許可が必要になります。

○自家用広告物以外の広告物はすべて許可が必要です。禁止区域には設置できません。

○禁止区域での表示は、面積の合計が20㎡までとなります。



- \*1 自家用広告物：当該地にある店舗等の名称、住所、事業内容、商標等を表示したもの
- \*2 許可区域：第1種・第2種住居、準住居、近隣商業、商業、準工業地域等
- \*3 禁止区域：第1種・第2種低層、第1種・第2種中高層住居専用地域、風致地区等

屋外広告物には、東京都屋外広告物条例により所有者等に対して、適正な設置及び維持管理が義務付けられています。

近年、台風や強風を伴う集中豪雨等により、各地で甚大な被害がおきています。区民の安全を守るためにも、経年劣化による落下や剥離・倒壊等が生じないように、定期的に保守点検を行ってください。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

世田谷区ホームページ「屋外広告物」

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/002/002/001/d00149655.html>

## 風景づくり条例第8条の2及び第31条の2

屋外広告物は、多くの人の目につきやすいところに設置されるため、まちの風景に影響を与える大切な要素の一つです。

世田谷区では、地域の個性あふれる風景を守り、育て、つくるため「風景づくりのガイドライン（屋外広告物編）」を策定しています（条例第8条の2）。

屋外広告物を設置する際は、規模・位置・色彩等のデザインが、お店や建物、地域の街並みをより魅力的に見せるものとなるよう、ガイドラインに基づき計画してください。

なお、環状7号線及び環状8号線に面する敷地で表示面積の合計が10㎡を超える屋外広告物を設置する場合は、事前に協議が必要です。（条例第31条の2）



ガイドライン  
屋外広告物編

### ガイドラインに基づく誘導基準の一例

#### ■ シンプルで読みやすい文字にする

シンプルで読みやすい文字を使い簡潔に表現することで、メッセージが伝わりやすくなるとともに、洗練された雰囲気をつくることができます。

#### Point 適度な余白を設ける



#### ■ 地の色は、建築物の意匠や街並みに調和した色彩とする

地の色に彩度の高い鮮やかな色彩が用いられる場合は、地と図の色を反転させることで、建築物の意匠や周辺の街並みとの調和を図ることができます。

#### Point 地と図の色を反転させる



詳しくは以下のホームページをご覧ください。都市デザイン課へお問い合わせください。

世田谷区ホームページ「屋外広告物による風景づくり」

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/005/001/d00146136.html>

小規模な屋外広告物を計画する際は、「広告風景のデザインリーフレット・ブック」を参考にしてください。

世田谷区ホームページ「広告風景のデザインリーフレット・ブック」

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/005/001/d00159124.html>

### 問合せ先

道路法第32条（道路占用許可）に関すること

土木計画調整課 占用担当 03（6432）7960

東京都屋外広告物条例に関すること

建築調整課 建築調整担当 03（6432）7160

世田谷区風景づくり条例に関すること

都市デザイン課 都市デザイン企画調整担当 03（6432）7153